

平成31年（2019年）度 県立水俣高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、本校では、いじめの防止等のため、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「対策推進法」という。）を踏まえ、文部科学大臣が平成25年10月11日に決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）と平成28年2月9日に熊本県が策定した「熊本県いじめ防止基本方針」（改訂版）（以下「県の基本方針」という。）に基づいて、いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものであり、すべての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、以下のことを旨として行う。

- すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすること。
- 学校の内外を問わずいじめを防止すること。
- いじめとは、将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解して、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにすること。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、県、家庭、地域その他の関係機関と連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法第2条〉

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」とする。）を設置する。
- (2) 「対策委員会」は、外部専門家（有識者）、管理職に加え、全日制の各学年主任、生徒指導主事、人権教育部主任、特別支援コーディネーター、教育相談員、養護教諭、および定時制の人権教育主任、養護教諭から構成される。
- (3) 本校は、「いじめ防止等対策校内委員会」（以下「校内委員会」とする。）を設置する。全日制では、副校長、教頭、人権教育主任、各学年担当職員から構成され、必要に応じて関係職員を招集する。定時制では、教頭、人権教育主任、養護教諭、生徒指導主事、特別支援コーディネーターから構成される。
- (4) 対策委員会の会議を学期に1回開催し、現状把握、対策等について協議する。
いじめ問題が発生した際には、「校内委員会」が中心となってその対応にあたる。

4 年間計画等

(1) 年間取組みについて（計画・評価・検証）

- i 年度当初にいじめ防止等に関する年間計画等について全職員で確認をする。
全日制では各部会において関連する取組みについて確認し、計画を立てる。
- ii 「対策委員会」は学期に1回、「校内委員会」は隔週、職員全体の会議は必要に応じて行うものとする。
- iii 2学期末から3学期の初めにかけて、職員に防止等に関する取組みについてのアンケートをとり評価を行う。
- iv 職員アンケートの結果を資料として、3学期の「対策委員会」で年間の取組みについて検証を行う。その後、年度末反省の際に職員全体で検証・確認をする。
- v 年度末反省をもとに、次年度の取組みを計画する。

(2) いじめの未然防止の取組み等

学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」生徒を育てる。学校全体に「いじめは社会のルール違反であり、犯罪にもなりうる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを生徒の発達段階に応じて指導する。「いじめをすることは格好悪いこと、人として恥ずかしいこと」と考える文化が醸成され、それが生徒の個々の行動に反映される取組を進める。また、自他の意見に相違があっても、互いを認めあいながら調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを考えることができる力、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てるよう、校内ではいじめの未然防止の取組みを以下のように実施する。

- i 学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して、全職員で道徳教育や体験活動等を推進し、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育む。
- ii いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施する。
- iii 職員は、「いじめに気付く」感受性や豊かな人権感覚、コミュニケーション能力等の資質やスキルを高めることで、生徒との信頼関係を築き、様々なストレスに適切に対処できる教育の実践を目指す。
- iv 年度当初に職員全体で本校の「いじめを許さない」宣言文を確認する。また、各クラスでも「いじめを許さない」宣言文の内容について確認して掲示する。
- v 県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間（6月）」中に、生徒一人ひとりが自分の言動について見つめなおす機会を作り、心のきずなを深めるための標語作りに全生徒が取り組む。
- vi 「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、生徒によるいじめの未然防止の取組の活性化を図る。
- vii 面談期間を設け、生徒が面談を希望する職員と話をする機会を設ける。
- viii 人権教育 LHR では、いじめやコミュニケーション、情報モラル、自他の言動等について、具体的事例をもとに生徒が主体的に考えることができるようなテーマを取り上げる。
- ix 「命を大切に」心を育む授業の取組みも活用する。

- × 生徒同士のつながりを作り深めていくために、生徒が相互にサポートしあう生徒主体の学校環境づくりを進め、活動を継続する。

(3) いじめの早期発見

- i 各学年や各部など全職員が連携をとり、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ii これまで行われていた「心のアンケート」に加え、学校生活についてのアンケート【別紙①】を実施する。
- iii 教育相談室を整備・維持し、生徒への周知を図り、スクールカウンセラー等を活用して来室する生徒の相談にあたる。
- iv 面談週間を実施する。面談の中で「いじめの有無」を確認し、個々の対応を通して全校生徒の実態把握に努める。得た情報等については「校内委員会」と共有し、迅速に事後対応にあたる。
- v 「熊本県子どもいじめ相談電話」や県立教育センターにおける教育相談等いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関に関する情報、いじめ匿名通報アプリ「キッズサイン」を生徒に周知徹底する。

(4) いじめへの対処

- i いじめに対しては、本校の「いじめ問題対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）【資料1】に従って迅速かつ適切に対応する。
- ii いじめが発見された場合、学校は直ちに実態把握のために関係の生徒に聞き取りを行う。
- iii 実態把握については生徒指導部が中心となり、把握した内容について「校内委員会」でも協議を行い、各方面（家庭や教育委員会等）と連絡・相談等を行い、連携して対応する。
- iv いじめられた生徒に対しては、直ちに安全を確保し、事情や心情を聞き取り、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行う。
- v いじめた生徒に対しては、事実を確認したうえで適切に指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。
- vi いじめに関連した集団に対しては、クラス・各科・学年・学校全体で指導を行う。

(5) 家庭や地域との連携について

- i PTA 総会の際に、学校側はいじめ防止の基本方針、宣言文や現状等について説明する。
- ii 家庭でもいじめ防止・早期発見に向けて保護者にチェックシート【別紙②】を配布し、安心メール等を利用して学校と家庭との連携強化を図る。
- iii 家庭からいじめに関する連絡があった場合、「対応マニュアル」に従ってクラス担任・学年主任等で内容を確認して対応する。

(6) 関係機関との連携について

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携を図り、平素から情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。

5 重大事態への対処

- i 「対策推進法」第28条により、学校は重大事態については「重大事態への対応マニュアル」をもとに対処する。
- ii 学校は、「県の基本方針」にあるように次のような場合を重大事態ととらえて、県と一体となって速やかに実態を把握し、その内容を県教育委員会を通じて知事へ報告をするものとする。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な損害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより相当の期間（年間30日が目安）を欠席することを余儀なくされている場合
- iii 重大事態の緊急対応（生徒が自殺を企画した場合）については、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」により対処する。

6 その他（調査等について）

- i 調査は、生徒指導部を中心として「校内委員会」と協議・検討しながら実施する。
- ii 「県の基本方針」にあるように調査は、以下について可能な限り事実関係を明確にする。
 - 事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような状況であったか。
 - いじめを生んだ背景や事情はどのようなものであったか。
 - 生徒の人間関係にどのような問題があったか。
 - 学校・職員がどのように対応したか。
- iii いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を説明する。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど十分に留意して行う。